

由良川流域治水協議会

設立趣旨(案)

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が発生している。また、気候変動による水災害リスクの増大にも備えていく必要があるため、これまでの河川・下水道管理者等の取組だけではなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者(国・府県・市町・企業・住民等)が主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

由良川流域では、平成 16 年台風 23 号、平成 25 年台風 18 号、平成 26 年 8 月豪雨、平成 29 年台風 21 号、平成 30 年 7 月西日本豪雨等による浸水被害や土砂災害が相次ぎ発生しており、早急な対策が必要となっている。

今後、流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現させる。

また、行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要であることから、由良川流域における早急に実施すべき流域全体での対策の全体像を示し、ハード・ソフトの対策が一体となった事前防災対策を加速させるため、本協議会を設置する。